

姫路市長 清元秀泰

制限付一般競争入札について

姫路市本庁舎清掃等業務について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
姫路市本庁舎清掃等業務
- (2) 履行場所
姫路市安田四丁目1番地
- (3) 履行期間
令和3年(2021年)12月1日から令和6年(2024年)11月30日まで（36箇月間）
（地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約）
- (4) 業務概要
姫路市本庁舎清掃等業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (5) 最低制限価格
有

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象事業者に該当していない者
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。
 - ア 本店が姫路市内にある者
 - イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「清掃」の詳細業種「建物清掃」において競争入札に参加する資格を有する者
 - ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の規定に基づき兵庫県知事の登録を受けている者
 - エ 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けて

いる者（以下「国税の特例猶予を受けている者」という。）にあつては当該猶予以外に国税の滞納がないもの、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者（以下「地方税の特例猶予を受けている者」という。）にあつては当該猶予以外に市税の滞納がないもの）

個人にあつては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者（国税の特例猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に国税の滞納がないもの、地方税の特例猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に市税の滞納がないもの）

オ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止を受けていない者

(イ) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「更生法」という。）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者若しくは当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者若しくは当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

キ 平成23年度以後に延床面積3,000平方メートル以上かつ2階建以上の一の建築物に係る日常清掃業務を元請として12か月以上継続して履行した実績のある者

ク 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する関係がない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和3年（2021年）10月20日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-0-0-0-0-0.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、書類提出を郵送する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによることとし、持参する際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 第2項第3号ウに規定する登録に係る登録証明書の写し

ウ 第2項第3号エに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に発行されたものの原本）

エ 第2項第3号キに規定する履行実績に係る履行実績調書（様式2）

オ 関連企業申告書（様式3）

- (2) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所

受付期間	令和3年（2021年）10月12日から同月20日まで（姫路市の休日 を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲 げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで 郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着
受付場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市財政局財務部管財課（以下「管財課」という。） （姫路市役所 本庁舎4階） 電話番号 079-221-2217

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和3年（2021年）10月22日を目途に、確認通知書により通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和3年（2021年）10月28日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面にて、管財課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

5 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質疑書（様

式4) に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。

なお、質疑書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	令和3年(2021年)10月21日から同月28日 正午まで
送信先	kanzai@city.himeji.hyogo.jp
質問回答を示す日時及び場所	令和3年(2021年)11月2日を目途に姫路市役所ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-0-0-0-0-0.html)

6 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和3年(2021年)11月9日 午前11時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁舎本館10階 第二会議室

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第29条の規定を適用する。

8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和3年(2021年)11月8日まで
契約条項を示す場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-0-0-0-0-0.html)

9 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定する様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札を辞退する場合は、事前に理由を付した辞退届(任意様式)を提出すること。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
 - イ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
 - ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない月額の契約希望金額を入札書に記載すること。
 - エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 関係法令の遵守
入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正及び公平を害する行為を行わないこと。

1 0 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加資格を認められた者がした入札その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）を下回る金額の入札
- (7) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札（前号により無効となった場合の入札を除く。）の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (8) 入札書に記名押印のない入札
- (9) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (10) 金額を訂正した入札
- (11) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (12) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

1 1 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

1 2 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者及び最低制限価格を下回った者は、参加できない。

1 3 その他

- (1) 予定価格及び最低制限価格は、非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は、実施しない。

- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 令和4年度（2022年度）以後において、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、本業務の受注者に生じた損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を姫路市に請求することができるものとし、賠償額は協議の上定めるものとする。